

平成 16 年 1 月 27 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局御中

財団法人日本関税協会
知的財産情報センター（CIPIC）
水際問題委員会

模倣品・海賊版対策に関する意見

知的財産戦略本部権利保護基盤の強化に関する専門調査会において検討される模倣品・海賊版対策に関して、貴専門調査会における検討の参考に活用いただきたく意見を提出いたします。

当委員会は財団法人日本関税協会知的財産情報センター（CIPIC）に加盟する会員会社のうち、外国ブランド企業の日本法人及び日本企業の水際取締の実務を行う担当者等により構成されている委員会です。本意見は、当委員会において検討された事項を取り纏めたものです。

1. 偽造品の輸入者・輸出者の氏名等の情報の開示について

知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（平成 15 年 7 月 8 日。以下、「推進計画」という。）第 2 章 2.（2））に記載されている、「知的財産権侵害の再犯を防止するため、税関において模倣品・海賊版の輸入差止めがなされた場合、税関が輸入者、輸出者の氏名等の情報を権利者に開示できるようにする。」ことについては、下記の理由により賛成いたします。

なお、開示する情報の範囲につきましては、税関における認定手続きにおいて判明した輸入者、輸出者、製造者等の氏名、住所、電話番号等を含めることが望まれます。

（理由）

認定手続において侵害物品と認定された貨物に係るインボイス等に記載されている輸入者、輸出者、製造者等の氏名・住所等の情報が権利者側に開示されるようお願いいたします。これにより、一差止事案の処理に留まらず、当該開示情報から国内外において当該輸入者、輸出者、製造者等に対する将来の侵害の予防となる合意への発展及び刑事・民事救済措置による模倣品・海賊版の製造・輸出入ルートの手締りが期待されることから、侵害行為の防止に実効があります¹。

¹ 欧州司法裁判所では、侵害物品と認定された貨物に係る輸入者情報について、権利者が税関から開示されることを認める旨判示しています。模倣品・海賊版は世界を流通する品物であり、ブランド保護政策の国際的ハーモナイゼーションの観点から、我が国もこの動きに同調することが求められると思われま

2. 国際郵便を利用した小口貨物の増加への対処について

推進計画第2章 2.(1)に記されている「知的財産侵害物品の個人輸入を抑止するよう国内法制を構築する」こと及び、同第2章 2.(4)に記されている「インターネットを利用した侵害への取締りを強化する」ことについては、下記の理由により賛成します。

なお、具体的な対策としては、国際郵便や携帯輸入による小口貨物を含め侵害物品の輸入を差し止める知的財産権関連法令の改正が望まれます。

(理由)

近時、模造品・海賊版の輸送形態として、国際郵便を利用した小口貨物事案が増加しています。財務省発表の「平成14年の知的財産権侵害疑義物品の輸入差止状況」において、平成14年に差止めた件数が対前年比248.2%と著しく増加したのは、当該輸送形態による輸入の増加が一因と考えられます。なお、この輸送形態は、インターネットを利用した模造品・海賊版等販売事業者の新しい受注・発送システムとみられています。例えば、インターネット上の日本法人の運営によるオークション・サイトやショッピング・サイトを通じて日本在住の個人が模造品・海賊版購入の発注をし、当該サイトで模造品・偽造品を販売のため出展している事業者が、海外から国際郵便で発注者である日本在住の買主宛に発送するものです(受注から出荷に至る形態は様々であり詳細は省略します)。また、複数の受け取り人を国内各地に配し、国際郵便で輸入した侵害品を集約して大規模な小売ルートに供する組織的犯罪の存在が、警察の摘発で確認されています。1回の出荷は小口であっても、出荷が繰り返し行われれば、当該行為は日本にまとまった数量を輸入して店舗で販売することを、単に海外の出荷元から日本在住の消費者へ送り届けることに差し替えているだけであり、まとまった数量の模造品・海賊版を販売する行為自体に変わりはありません。模造品・海賊版販売事業者は水際取締りが厳しくなれば、これを回避する巧みな行為を考案します。1回の通関申請の個数は1個でも、数ヶ月で百、千の単位で通関申請がかけられれば通関した場合の日本への模造品・海賊版の流入は継続されるものであります。したがって、水際取締の実効性を高めるため、関連法の改正が焦眉の課題となっていることを認識していただきたいと思います。

なお、国際郵便を利用した小口貨物に梱包された模造品・海賊版の数量は、一般貨物に比べ極めて少量であるが、認定手続きに係る手間は千、万単位で梱包された一般貨物と同じであり、認定手続きに係る通知書の発送に要する郵便代は小口貨物事案の著増に連動し著しく増加していると思われます。この小口貨物の増加に伴い、侵害行為を解決するために相当の公費が費やされていると推定されます。このような国際郵便を利用した小口貨物事案を解決することにより、公費の縮減も実現されると思われることから、早急に関連法の改正を実現していただくようお願いします。

3. 各国税関間の情報交換等連携強化について

推進計画第2章 2.(2) に記されているとおり、模造品・海賊版を常習的に輸出入するルートが判明された場合、これに関する情報を関係国税関間で交換する等連携を密にし、模造品・海賊版の流通ルートの取締りを強化することについては、極めて重要なことであり、賛成します。

なお、交換の対象となる情報の範囲については、その性質等を考慮して決定することが望ましいと思います。特に、権利者から情報が提供された場合は、情報の機密性及び取締当局の外部への流出のおそれもあり、考慮されることを望みます。

以上